

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市	寝屋川市
人口（人）	4, 671	421, 864	1, 896, 704	422, 403	208, 693	243, 488
面積（km ² ）	197. 1	918. 47	1, 121. 12	202. 89	973. 32	24. 73
条例名称	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	住民自治基本条例	自治基本条例	みんなのまち基本条例
施行日	平成13年4月1日 平成17年12月19日改正 平成18年4月1日改正 平成19年4月1日改正	平成17年10月1日	平成19年4月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成20年4月1日
前文	<p>ニセコ町は、先人の苦勞の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。</p> <p>まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。</p> <p>わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。</p>	<p>わたしたちのまち豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、都市と農山村とが共生するまちづくりを進めています。このまちで、わたしたちは、豊田市民の誓いをみちしるべとしながら、共に学び、共に働き、安心して豊かに暮らしたいと願っています。</p> <p>これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに豊田市まちづくり基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人々と、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。</p> <p>「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。</p> <p>私たちに、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。</p> <p>私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穩な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。</p> <p>そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。</p>	<p>日本のほほ真ん中に位置し、古来、美濃を制するものは天下を制すると称された要衝の地、岐阜。歴史と文化が息づき、長良川や金華山などの豊かな自然に恵まれた私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって、県都としての都市機能を培ってきました。</p> <p>私たちは、ここに集い、生まれ、育ち、暮らし、学び、働き、命を育んでいます。</p> <p>このまちで人生を織り成す私たち一人ひとりが、まちに歴史を刻む主役です。先人から受け継いだまちを守り、育て、地域力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる住み良いまちにして、次の世代へと引き継いでいかななくてはなりません。</p> <p>そのためには、私たち市民自らが、まちづくりの主権者として、ともに力を合わせていくことが重要です。ここに住民自治の原点があります。</p> <p>私たちは、人と人のふれあいと多様な個性に満ちた地域を大切にするとともに、市政に参画し、あるいは市民活動を通じて、協働のまちづくりを進めます。</p> <p>一人ひとりの人権が尊重され、誰もが郷土への誇りを胸に抱き、より良い公共をみんなで育て上げる住民自治が保障された社会を実現し、もって市民の福祉の向上と持続可能なまちを築くため、私たちは今、ここに岐阜市住民自治基本条例を制定します。</p>	<p>上越地域は、日本海と頸城の山々や大地がもたらす四季折々の恵みを受け、細やかな人の心と文化をはぐくみながら、多様な歴史を刻み、栄えてきました。</p> <p>こうした中、少子化・高齢化の急速な進展や地方分権時代の到来などは、私たちに最も身近な自治体と、そこでの自治の在り方を今一度考えさせる契機となりました。</p> <p>私たちは、地方分権時代の幕開けを地域が新たに飛躍する機会ととらえて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。</p> <p>新しい上越市のまちづくりにおいて、私たちは、この地域の人々が築き上げてきた歴史や文化、海・山・大地の恵まれた自然などの多様な地域資源を大切に、「共生」の考え方により人と人、地域と地域が互いに支えあいつつ、自らの手でまちをつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、私たち一人ひとりが、人と郷土を愛する心をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが何よりも必要となります。</p> <p>私たちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。</p>	<p>寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。</p> <p>人と人のふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりをを見せています。</p> <p>急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。</p> <p>市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、</p> <p>人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、</p> <p>環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、</p> <p>人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。</p> <p>私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本理念及び原則としてこの条例を制定します。</p>
目的	<p>（目的） 第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、本市のまちづくりの基本的な原則を確認し、市民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の責務を明らかにするとともに、参画と共働及び市政経営の基本事項を定めることにより、市民による自治の確立を図り、もって自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、市における自治の基本理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。</p>

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市	寝屋川市
定義		<p>(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。 2 この条例において「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。 3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)市民 市内に居住し、通学し、又は勤務する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。 (2)市 市議会及び執行機関をいう。 (3)まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものとするための取組をいう。 (4)市政 市が行うまちづくりをいう。 (5)参画 まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。 (6)協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう。 (7)住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。 (8)公共 公園、道路等の公共空間及び環境、福祉等に関する公益事業等をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市 基礎自治体としての上越市をいう。 (2)市民 次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいう。 ア 市の区域内に居住する個人 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市の区域内に存する学校に在学する個人 (3)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4)市民参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。 (5)協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び次業者をいう。 (2)議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。 (3)行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。 (4)まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいう。 (5)市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。 (6)参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。 (7)協働 市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。</p>
条例の位置付け	<p>(この条例の位置付け) 第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。</p>	<p>(この条例の位置付け) 第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。</p>	<p>(この条例の位置付け) 第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p>	<p>(条例の位置付け) 第3条 この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。 2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。</p>	<p>(最高規範性) 第42条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例を遵守しなければならない。 2 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。</p>	<p>(この条例の位置付け) 第24条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。 2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。</p>
基本理念		<p>(基本理念) 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。</p>	<p>(基本理念) 第4条 市民は、まちづくりの主権者である。</p>	<p>(自治の基本理念) 第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。 (1)市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。 (2)人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。 (3)非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。 (4)地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。 (5)地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。 (6)地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。</p>	<p>(基本理念) 第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。</p>	
自治の基本原則	<p>(情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち市民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたしたち市民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民の参加を保障する。</p>	<p>(市政への参画) 第4条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民の参画を図らなければなりません。 (共働によるまちづくり) 第5条 市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立ち、共にまちづくりを推進することに努めるものとする。 (情報の共有) 第6条 市は、市が保有する情報について、市民との共有に努めなければなりません。 (説明責任) 第7条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民に分かりやすく説明しなければなりません。</p>	<p>(まちづくりの基本原則) 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。</p>	<p>(基本原則) 第5条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本としてまちづくりを進めるものとする。 (1)市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。 (2)役割分担及び協働によること。 (3)情報を共有すること。 (4)人と人のつながりを大切にし、相互理解及び信頼関係によること。 (5)地域の特性を生かすこと。 (6)広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。 (基本原則) 第10条 市政は、住民自治の基本理念にのっとり、市民の厳粛な信託のもとに、運営されるものとする。</p>	<p>(自治の基本原則) 第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念（以下「自治の基本理念」という。）に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。 (1)情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。 (2)市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。 (3)協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。 (4)多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。</p>	

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市	寝屋川市
市民の権利	<p>(まちづくりに参加する権利)</p> <p>第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。</p> <p>3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。</p> <p>4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。</p> <p>(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)</p> <p>第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>(まちづくりに参加する権利の拡充)</p> <p>第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第8条 市民は、まちづくりの担い手として次に掲げることができます。</p> <p>(1) 市政に参画すること。</p> <p>(2) 市政に関する情報を知ること。</p> <p>2 市民は、行政サービスを受けることができます。</p>	<p>(まちづくりに参加する権利)</p> <p>第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。</p> <p>(市政の情報を知る権利)</p> <p>第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p>	<p>(市民の権利及び役割)</p> <p>第6条 市民は、市政に関して知る権利を有するとともに、広くまちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行することができる。</p> <p>2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行することができる。</p> <p>(1) 市政運営に関する情報を知る権利</p> <p>(2) 市民参画をする権利</p> <p>(3) 協働をする権利</p> <p>3 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。</p>	<p>(市民の役割及び責務)</p> <p>第11条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 (略)</p>
市民の責務	<p>(まちづくりにおける町民の責務)</p> <p>第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第9条 市民は、公共の利益及び地域社会の発展に寄与するよう努めるものとしします。</p> <p>2 市民は、市民の活動を互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。</p> <p>3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任するものとしします。</p> <p>4 市内において事業を行う者は、居住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとしします。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。</p>	<p>(市民の権利及び役割)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市民は、まちづくりに当たっては、互いの権利を尊重し、住民自治に寄与するものとする。</p> <p>(コミュニティ)</p> <p>第7条 市民は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として形成された自治会等地域のコミュニティに対する理解を深め、互いに協働してより良い地域社会の実現に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、社会の課題の解決を図る市民活動団体等公益性を有する活動を目的とするコミュニティに対する理解を深め、その活動が健全に展開される豊かな市民社会が形成されるよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。</p> <p>3 市民は、市が提供するサービスの享受にあたっては、応分の負担を負わなければならない。</p>	<p>(市民の役割及び責務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。</p>
地域活動団体(コミュニティ)の基本的役割、地域活動団体の尊重	<p>(コミュニティ)</p> <p>第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。</p> <p>(コミュニティにおける町民の役割)</p> <p>第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。</p> <p>(町とコミュニティのかかわり)</p> <p>第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p>			<p>(コミュニティ)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 コミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与するものとする。</p> <p>(まちづくりに関する協議会等)</p> <p>第15条 市長等は、地域を構成する市民と緊密な関係にあり、地域の特性を生かしたまちづくりを担うコミュニティの活動を尊重するものとする。</p> <p>2 市長等は、コミュニティが地域のまちづくりを主体的に進めるために、まちづくりに関する協議会を設ける場合は、必要に応じてこれを支援するものとする。</p> <p>3 市長等は、より活力と魅力及び自治の精神にあふれるコミュニティの形成に向けて、コミュニティ相互の協働、交流及び連携の促進に努めるものとする。</p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第35条 市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。)への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。</p>	
事業者の責務			<p>(事業者の責務)</p> <p>第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>			

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市	寝屋川市
市の基本的役割		(総合的な市政経営) 第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政経営を行います。 2 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。 3 執行機関は、地域の諸資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げるよう市政経営を行います。	(行政運営の基本) 第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。		(市政運営の基本原則) 第15条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。 2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。	
議会の基本的役割	(議会の役割) 第17条 議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関である。 2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。				(市議会の権限) 第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。	(議会の役割) 第12条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。 2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。
議会の設置・会議・公開	(議会の組織等) 第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。 (議会の会議) 第20条 議会の会議は、討議を基本とする。 2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。 (会議の公開) 第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。 2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。 (政策会議の設置) 第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。 2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。		(市民に開かれた議会) 第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。			
議会の責務	(議会の責務) 第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。 2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。 3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。 (議会の会期外活動) 第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。 2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。	(議会の責務) 第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。 2 議会は、市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能、政策立案機能等を果たします。	(議会の役割及び責務) 第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。	(市議会) 第9条 市議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、住民自治の実現に寄与するものとする。 2 市議会は、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。 3 市議会は、市政に対して監視機能、政策立案機能等を発揮し、住民自治の充実に努めなければならない。	(市議会の責務) 第8条 市議会は、市民の代表として、全市民的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。 (1) 市の意思決定機能 (2) 市政運営の監視機能 (3) 政策立案機能 (4) 立法機能 2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。 (1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。 (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。 (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。 3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則（以下「自治の基本原則」という。）にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。	(議会の責務) 第13条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。 2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市	寝屋川市
議員の責務	<p>(議員の役割及び責務) 第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。 2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務) 第11条 議員は、自らの役割と責務を確認し、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p>	<p>(議員の役割及び責務) 第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。</p>		<p>(市議会議員の責務) 第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。 2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民とその信頼関係を確保しなければならない。 (1) 自らの議会活動 (2) 市政運営に関する自らの考え</p>	<p>(市議会議員の役割及び責務) 第14条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務の遂行に努めるものとする。</p>
執行機関の基本的役割					<p>(市長以外の執行機関の権限) 第12条 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を管理し、これを執行する。</p>	
執行機関の責務	<p>(執行機関の責務) 第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。 2 (略)</p>	<p>(市長等の責務) 第12条 (略) 2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。</p>		<p>(執行機関等) 第8条 市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)は、次に掲げる事項を基本として、住民自治を充実しなければならない。 (1) 組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図ること。 (2) 政策の立案から実施を経て評価に至るまでの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たすこと。 (3) 市民参画の制度の整備に努めるとともに、その周知に努めること。 (4) 市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実に努めること。 (5) 効果的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、より良い公共を創出するため、市民との協働に努めること。 (6) 市政に参画しないことを理由に、当該市民に不利益な扱いをしないこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりを推進する環境の整備に努めること。 2 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人であって規則で定めるものは、まちづくりに関し前項に規定する趣旨に沿って活動するよう努めるものとする。 (中間支援機能) 第16条 市長等は、コミュニティ相互を始めとする市民と市民及び市民と市の協働を促進するための支援機能の充実に努めるものとする。</p>	<p>(市長以外の執行機関の責務) 第13条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。 2 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。</p>	<p>(行政の役割及び責務) 第16条 行政は、前例にとられることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。 2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。 3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。 (行政運営) 第18条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。</p>
市長の基本的役割					<p>(市長の権限) 第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。 2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。</p>	
市長の責務	<p>(町長の責務) 第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。 (就任時の宣誓) 第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。 2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。</p>	<p>(市長等の責務) 第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を経営します。 2 (略)</p>	<p>(市長の役割及び責務) 第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。 2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。</p>		<p>(市長の責務) 第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。 2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。 3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。</p>	<p>(市長の役割及び責務) 第15条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。</p>

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市	寝屋川市
職員の責務	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。</p> <p>3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとします。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立つて職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。</p>		<p>(市の職員の責務)</p> <p>第14条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。</p>	<p>(職員の役割及び責務)</p> <p>第17条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得よう努めるものとする。</p> <p>2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。</p> <p>3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。</p>
総合計画	<p>(計画の策定等における原則)</p> <p>第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるように不断の検討が加えられなければならない。</p> <p>2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。</p> <p>(1) 法令又は条例に規定する計画</p> <p>(2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画</p> <p>3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。</p> <p>(1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容</p> <p>(2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間</p> <p>(計画策定の手続)</p> <p>第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>(1) 計画の概要</p> <p>(2) 計画策定の日程</p> <p>(3) 予定する町民参加の手法</p> <p>(4) その他必要とされる事項</p> <p>2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。</p> <p>(計画進行状況の公表)</p> <p>第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。</p>	<p>(総合的な市政経営)</p> <p>第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政経営を行います。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(総合計画等)</p> <p>第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。</p> <p>3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗よく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画(総合計画を除く。)について準用する。</p>		<p>(総合計画)</p> <p>第16条 市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び前条に定める市政運営の基本原則にのっとり、総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。</p>	
行政評価	<p>(評価の実施)</p> <p>第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。</p> <p>(評価方法の検討)</p> <p>第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。</p> <p>2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第20条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政経営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。</p> <p>2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p>		<p>(評価)</p> <p>第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法を取り入れるよう努めなければならない。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第20条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表するものとする。</p>
情報公開	<p>(情報共有のための制度)</p> <p>第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(情報の取扱い)</p> <p>第19条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供しよう努めます。</p> <p>2 市は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(情報公開)</p> <p>第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。</p>		<p>(情報公開)</p> <p>第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。</p> <p>2 前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手続等については、別に条例で定める。</p>	<p>(情報公開)</p> <p>第7条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進するものとする。</p>

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市	寝屋川市
個人情報保護	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(情報の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>		<p>(個人情報保護)</p> <p>第20条 市議会及び市長等は、市民の基本的権利である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。</p> <p>2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続等については、別に条例で定める。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第8条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的権利の擁護のため、個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>
行政手続	<p>(行政手続の法制化)</p> <p>第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。</p>	<p>(行政手続)</p> <p>第25条 執行機関は、市政経営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行います。</p>	<p>(公正で信頼の置ける行政運営の確保)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。</p>		<p>(行政手続)</p> <p>第24条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。</p> <p>2 行政手続法（平成5年法律第88号）等に定めるもののほか、前項の基本的な事項については、別に条例で定める。</p>	<p>(行政手続)</p> <p>第21条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。</p>
条例の制定	<p>(条例制定等の手続)</p> <p>第54条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合</p> <p>(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合</p> <p>(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合</p> <p>2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無（無のときはその理由を含む。）及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p> <p>(条例等の体系化)</p> <p>第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。</p>	<p>(条例の制定及び法令の活用)</p> <p>第26条 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めます。</p>				
法令遵守	<p>(法令の遵守)</p> <p>第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(法令の遵守)</p> <p>第27条 執行機関は、公正かつ民主的な市政経営を実現するため、別に条例で定めるところにより、法令遵守体制を構築します。</p>			<p>(法令遵守)</p> <p>第28条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第29条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(法令遵守)</p> <p>第22条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たるものとする。</p>

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市	寝屋川市
市の財政	<p>(総則) 第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。 (予算編成) 第41条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるように十分な情報の提供に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。 (予算執行) 第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。 (決算) 第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。 (財産管理) 第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。 2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。 3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。 (財政状況の公表) 第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。</p>	<p>(財政運営) 第21条 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めま す。 2 市長は、別に条例で定めるところにより、財政に関する状況を分かりやすく公表します。</p>	<p>(財政運営) 第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>		<p>(財政運営) 第17条 市議会及び市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。 2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。</p>	<p>(財政運営) 第19条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。 2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するものとする。</p>
市の組織・人事	<p>(組織) 第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。</p>	<p>(執行機関の組織) 第24条 執行機関の組織については、効果的かつ機動的なものとなるよう常に見直しに努めます。</p>	<p>(職員の育成) 第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。</p>			
住民の提案	<p>(情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度</p>	<p>(市民の要望の取扱い) 第22条 執行機関は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。</p>				
苦情対応・権利保護	<p>(意見・要望・苦情等への応答義務等) 第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。 2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。 3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。 (意見・要望・苦情等への対応のための機関) 第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。</p>		<p>(公正で信頼の置ける行政運営の確保) 第20条 (略) 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。 3 (略)</p>		<p>(苦情処理等) 第23条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。 2 市長等は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズパーソンを設置する。</p>	

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市	寝屋川市
市政への住民参画	<p>(審議会等への参加) 第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。</p> <p>(計画過程等への参加) 第36条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。</p> <p>2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。</p> <p>(1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体等との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報</p>	<p>(市民の参画の推進) 第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。</p> <p>2 (略) 3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。</p>	<p>(市政への市民参加の推進) 第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。</p> <p>2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 実施の時期が適切であること。 (2) 効果的かつ効率的な方法によること。 (3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。 (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。</p> <p>4 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。</p> <p>5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。</p> <p>6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。</p> <p>7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。</p> <p>(青少年や子どものまちづくりへの参加) 第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。</p>	<p>(審議会等の運営) 第13条 市長等は、審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。)の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部には市民からの公募による委員を選任するものとする。</p>	<p>(審議会等) 第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。</p> <p>3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等を含めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(市民参画) 第33条 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。</p> <p>3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>(市民参画の推進) 第10条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。</p> <p>2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。</p>
附属機関等(審議会等)の公開	<p>(情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。</p> <p>(1) (略) (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) (略) (4) (略)</p>				<p>(審議会等) 第21条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。</p>	
住民の意思の表明(パブリックコメント)		<p>(市民の参画の推進) 第14条 (略) 2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。 3 (略)</p>		<p>(パブリックコメント手続) 第12条 市長等は、市政の基本的かつ重要な政策の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、原則として広く市民から意見を求めるパブリックコメント手続を実施するものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の規定により提出された意見を考慮し、政策の検討を行うものとする。</p> <p>3 市長等は、提出された意見の概要及び政策に係る意思決定の内容を公表するものとする。</p>	<p>(パブリックコメント) 第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 第1項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。</p>	

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市	寝屋川市
住民投票	<p>(町民投票の実施) 第48条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。 (町民投票の条例化) 第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p>	<p>(住民投票) 第15条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。 3 議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重します。</p>	<p>(住民投票) 第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。)の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(市民投票) 第11条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く市民の総意を把握するため、市民投票を実施することができる。 2 市民投票は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て制定された条例の定めるところにより、これを実施する。 3 前項に規定する条例は、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件、成立要件その他市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 4 市民及び市は、前3項の規定により市民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとする。</p>	<p>(市民投票) 第38条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。 2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの(以下「請求権者」という。)は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。 7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。 8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。 9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。 10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(住民投票制度) 第25条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、住民投票制度を設けることができる。</p>
情報共有・説明責任	<p>(意思決定の明確化) 第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。 (情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) (略) (情報の収集及び管理) 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるように統一された基準により整理し、保存しなければならない。</p>	<p>(情報の取扱い) 第19条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めます。 2 市は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。 3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報に適切に取り扱います。</p>	<p>(情報提供) 第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。</p>		<p>(情報共有及び説明責任) 第18条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	<p>(透明性の確保等) 第4条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。 2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答するものとする。 3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明するものとする。</p>
協働の推進		<p>(共働の推進) 第16条 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。</p>	<p>(市民によるまちづくり活動の促進) 第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。</p>	<p>(協働で担う公共) 第14条 市長等は、公益事業等の充実を図るため、市民と市の協働に努めるものとする。 2 市長等は、より快適な公共空間を創出するため、市民と市の協働による公共空間の管理等の推進に努めるものとする。 3 市長等は、前2項に規定するもののほか、様々な主体が協働して公共を担うための環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>(協働) 第34条 市民、市議会及び市長等は、公共課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。 2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。</p>	<p>(市民相互の協働) 第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。 (市民と行政の協働) 第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。 2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。 (市民活動の尊重等) 第9条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。</p>

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市	寝屋川市
都市内分権・地域自治		<p>(都市内分権の推進) 第17条 市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じます。 (地域自治区の設置) 第18条 市は、都市内分権を推進するため、別に条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。</p>	<p>(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり) 第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。 2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。 (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。 (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。 (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。 (区におけるまちづくり) 第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。 2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。 3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(住民自治推進審議会) 第17条 市長は、住民自治の充実を図るため、住民自治推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 2 審議会は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとする。 3 審議会は、前項に規定するもののほか、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に提言することができるものとする。 4 市長は、この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。 5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(都市内分権) 第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。 (地域自治区) 第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。 2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。 3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。 4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。</p>	
国との連携・地域間連携	<p>(町外の人々との連携) 第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。 (近隣自治体との連携) 第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。 (広域連携) 第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 (国際交流及び連携) 第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。</p>	<p>(国及び他の地方公共団体との連携及び協力) 第28条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めます。</p>	<p>(他の自治体等との連携・協力) 第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。</p>		<p>(国、県等との関係) 第39条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。 (他の自治体等との連携) 第40条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。 (海外の自治体等との連携及び国際交流の推進) 第41条 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。</p>	<p>(国、他の自治体等との連携) 第23条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。</p>
政策法務の推進	<p>(政策法務の推進) 第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。</p>				<p>(政策法務) 第27条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。</p>	

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市	寝屋川市
危機管理体制の確立	<p>(危機管理体制の確立) 第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。 2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。</p>				<p>(危機管理) 第30条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければならない。 2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。</p>	
条例の見直し等	<p>(この条例の検討及び見直し) 第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。</p>		<p>(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価) 第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 (この条例の見直し) 第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p>		<p>(見直し) 第43条 市長は、5年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない。 2 市長は、前項の見直しのほか、必要に応じてこの条例の見直しを行うことができる。 3 市長は、前2項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。 4 市長は、第1項及び第2項の見直しを行ったときは、その結果を公表しなければならない。 (改正手続) 第44条 市長は、この条例の改正を提案しようとする場合（地方自治法第74条の規定に基づく付議である場合を除く。）は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(条例の検証) 第26条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講ずるものとする。</p>
外部監査			<p>(公正で信頼の置ける行政運営の確保) 第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。 2 (略) 3 (略)</p>		<p>(外部監査) 第26条 市民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。 2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。</p>	
人材育成					<p>(人材育成) 第36条 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。</p>	
多文化共生					<p>(多文化共生) 第37条 市民、市議会及び市長等は、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、かつ、人々が平和に共存することができるまちづくりに取り組まなければならない。 2 市議会及び市長等は、市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。</p>	